



## 高齢者に優しい社会とは ～日米の比較を通じて～

MUFG相続研究所 主任アドバイザー みわ 三輪  
そういち 壮一

高齢化社会が急速に進展している日本では、高齢者の財産管理や資産承継問題への対応、そして年金・医療・介護サービスの安定化・充実化などが急務となっている。日本の現状では、一旦意思能力を喪失すると、成年後見制度や家族信託などを利用していない限り、生活や医療のためであっても本人の口座からお金を引き出すことが難しくなる。また、財政赤字が深刻化する中、年金・医療・介護サービスの将来を危惧する声も高まっている。

そこで、高齢者やその家族が安心して暮らせる「高齢者に優しい社会」を作るにはどうしたらよいか、という課題について、財産管理・資産承継の面と、医療・介護などの身上保護の面の2つの面から、日米の比較を行ってみようと考えた次第である。



### Ⅰ. 財産管理・資産承継

日本では、意思能力を喪失した後の財産管理は、「成年後見制度」が中心であり、「家族信託」や後述の「持続的委任状」は一般的とは言えない。しかしながら、成年後見制度、特に法定後見に関し、①裁判所が関与するため敷居が高い、②本人以外の家族のために財産を使うことは基本的にできない、③成年後見人等が士族等の専門職の場合は報酬が原則として終身にわたり発生する、などの問題が指摘されており、日本の高齢者総数と比較してあまり利用されていないのが現状ではないだろうか。

米国でも、裁判所が関与する「後見制度 (Conservatorship/Guardianship)」は、手続きの煩雑さなどから敬遠されており、財産管理や資産承継への対応としては、「生前信託」(Living Trust、日本の家族信託にあたる)が広く利用されている。「生前信託」では、委託者(兼受託者)が意思能力を喪失した時、信託契約書で予め指定した承継受託者(家族や友人が指定されることが多い)が、委託者に代わって財産の管理や運用などを行うことが可能となっている。本人が死亡した時は、承継受託者が信託に記載された内容に沿って財産の分配を行う。また、税制で特定された信託については、何世代にもわたって遺産税(日本の相続税にあたる)の節税が可能となるなど、税制も整備されている。



さらに、米国では、本人が意思能力を喪失した時以降でも有効に機能する「持続的委任状」(Durable Power of Attorney)が利用されている。関係する法律も整備され、持続的代理権や委任状の雛型を州法で定めている州もある。したがって、本人が元気な内に予め指定しておいた代理人が、本人が意思能力を喪失した後も、本人に代わって銀行取引などを行うことが可能となっているのである。

次ページへつづく▶

法制度や税制、あるいは文化などの違いがあるので、一概に言うことは出来ないが、高齢者の財産管理や資産承継の面においては、米国はかなりきめ細かく検討し、法整備を進めているように感じられるのである。

## 2. 医療・介護などの身上保護



それでは、医療・介護などの身上保護の面で日米を比較するとどうなるだろうか。私は、この面で日本は、様々な問題があるとは言え、米国にはない素晴らしい制度を持っている、と感じている。その特徴を挙げると次のようになるだろう。

### ①国民皆保険・皆年金の制度

元厚生労働省の香取照幸氏は、著書「教養としての社会保障」(2017年 東洋経済)の中で、「国民皆保険、皆年金体制 --- は世界に類例のあまりない体制である」・「私に言わせると奇跡のような制度」と述べている。一方、同書によれば、アメリカの社会保障制度は基本的に民間が担っており、お金のない人は保険には入れないため、何千万人という「無保険者」が存在することになる、とのことである。

### ②保険方式による運営

保険料を支払った人に給付を行う方式、すなわち、生活の様々なリスクを相互に補完しあう「共助」の考えが根底にある。一方、米国では「自分の身は自分で守る」という自己責任の考えが貫かれている(前掲書)。

### ③地域密着型の高齢者生活支援

介護や福祉サービスは主に市町村が担っている。長く米国に居住している日本人女性が日本に一時帰国された時、日本では民生委員が地域をこまめに訪問している様子を見て感激され、「こんなきめ細かな住民サービスはアメリカでは考えられません。アメリカはお金を出さないと良いサービスを受けられないのです」と話されていたことが強く印象に残っている。

### ④公平で平等主義の医療サービス

香取氏は前掲書で「日本の医療保険では、保険が適用されない医療はほとんどありません」・「医療の受診のしやすさ、医療機関へのアクセスも、まず世界一です」・「保険証一枚あれば国民はいつでも自分が行きたいと思う医療機関に --- 行くことができます。--- 日本ではこれは当たり前のことのように思われていますが、こんな国は普通他にはありません」と述べている。



この様に、医療・介護などの身上保護の面では、日本は世界に誇るべき制度やサービスが有るといえるだろう。したがって、「高齢者に優しい社会」を作り上げていくには、身上保護面での日本の良い点をさらに伸ばしていき(財政問題などの克服が必要であるが)、財産管理や資産承継の面では、米国などの参考にすべき制度を積極的に採り入れていく必要があるのではないかと感じている次第である。